

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

白鷹町長 佐藤 誠 七

市町村名 (市町村コード)	白鷹町 (06402)	
地域名 (地域内農業集落名)	小山沢地区 (小山沢)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月27日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区内の担い手のみでの集積・集約化には限界がある。将来的には入作している方々の協力も得ていくとともに、日本型直接支払制度の有効活用により、農業者以外の方にも協力いただきながら、耕作放棄地を発生させない取り組みを継続し、農業・農村環境の保全に努めていくものとする。また、地域内において賃借料の一定の基準を設け、担い手への農地集積・集約化の円滑化を進めていく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

日本型直接支払制度を活用しながら、水稻作付を基本に飼料作物や高収益作物の混合経営により農用地を活用していく。認定農業者を中心に農地の集約化を図るとともに、入作者の協力も得ながら農地の維持に取り組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	85 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	85 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域計画に位置づけた中心経営体への集積を基本にしつつ、現耕作者の意向を確認しながら集約に向け中間管理機構の活用を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手への農地集積・流動化が進むよう、農地の貸借については農地中間管理機構を活用したモデルケースにならないながら、積極的に活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
日本型直接支払制度を活用しながら水路等の農業施設の維持を図っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外を問わず多様な経営体や新規就農者を含む担い手を募り、市町村及びJAと連携しながら育成に取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業等は委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①広域電気柵を設置し地域全体で鳥獣被害の低減に努める。